## 旅館業法施行条例等の一 部を改正する条例

○旅館業法施行条例 (昭和三十三年千葉県条例第七号)に関する資料 第一 条関係

					第		
	第三項第五号に規定する施設の構造設備の基準は、この条例の定めるところ	五十二号。以下「政令」という。)第一条第一項第八号、第二項第七号及び	第五条第三号に規定する事由並びに旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百	設の指定、同条第四項に規定する者、法第四条第二項に規定する基準及び法	一条 旅館業法(以下「法」という。) 第三条第三項第三号の規定による施	(趣旨)	改正後
月、「見な、「育然」、「り」、「百分」、「「古子」、「古子」、「古子」、「古子」、「古子」、「古子」、「古子」、「古	館業を営む者が講じなければならない営業の施設についての換気、採光、	れがないかどうかについて意見を求める者、法第四条第二項の規定による	指定、同条第四項の規定による施設の清純な施設環境が著しく害されるお	会教育に関する施設その他の施設で、学校又は児童福祉施設に類するもの	第一条 旅館業法(以下「法」という。) 第三条第三項第三号の規定による	(趣旨)	改正前

(施設の指定)

第二条 法第三条第三項第三号 掲げる施設とする。 おいて準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次の各号に (法第三条の二第二項及び第三条の三第三項に

- 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する図書
- 一 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する 博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設

り児童相談所に設置される一時保護施設 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第十二条の四の規定によ

Ŧi. 能力開発校 項第一号に規定する職業能力開発校及び同項第五号に規定する障害者職業 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第

が当該施設の清純な施設環境を保持することが特に必要と認めて指定した青少年施設、青少年教育施設、青年館、スポーツ施設等であつて、知事

知事は、 前項第六号の規定による指定を行つたときは、 直ちに、 その旨を 2

2

の規定による宿泊を拒むことができる事由並びに旅館業法施行令 基準は、 一年政令第百五十二号。 一項第十号、 **限沼力で沖沼さの作名沖古の衛生に東東州計畫** この条例の定めるところによる。 第三項第七号及び第四項第五号の 以下 政令」という。 規定による施設の構造設備 第 条第 項第十 **注第五条第三号** (昭和三十 号 る旅 おそ 照

(施設の指定)

第二条 法第三条第三項第三号 おいて準用される場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、 りとする。 。)に規定する条例で定める施設は、次のとお(法第三条の二第二項及び第三条の三第三項に

- 図書館法 (昭和二十五年法律第百十八号) 第二条に規定する図書館
- 二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条に規定する博物館 及びこれに類する施設

兀 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十七条の規定により児略

Ŧī. る職業訓練校及び障害者職業訓練校 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十六条に規定す童相談所に設置される一時保護施設

が当該施設の清純な施設環境を保持することが特に必要と認め指定したも、一青少年施設、青少年教育施設、青年館、スポーツ施設等であつて、知事

知事は、 前項第六号の規定による指定を行なつたときは、 直ちに、 その旨

(客室の収容制限)	二 布団及び枕は、随時日光にさらす等適当な方法により湿気を除くこと。ては、一週間に一回以上、清潔なものと取り替えること。び他の客の使用に供しないこと。ただし、同一の客が使用する場合におい一、客の使用に供した布団カバー、敷布、枕カバー、寝衣等は、そのまま再第八条 寝具類については、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。に(寝具類の清潔の保持)	2 略	略	(削る。) (削る。) (削る。) (削る。) (削る。) (削る。) (削る。) (削る。) (換気) (換気) (換気) (換気)	一〜四 略 一〜四 略 であるとおりとする。 おの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる施準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる施第三条 法第三条第四項(法第三条の二第二項及び第三条の三第三項においては、(意見を求める者)	告示するものとする。
(客室の収容制限)	こと。	2 略	略		一〜四 略 一〜四 終子を含む。)に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる	を告示するものとする。

第九条 に定める割合を超えて客を収容してはならない。

旅館・ホテル営業及び下宿営業にあつては、 トルについて一人 一客室の有効面積三平方メ

簡易宿所営業にあつては、 一客室の有効面積一・五平方メートルについ

## (ガス設備の措置)

ガスの使用方法についての注意書を掲示しておかなければならない。 第十条 ガス設備のある客室には、客の見やすい箇所に、元栓の開閉時間及び ガスの元栓は、客室の客の安全を確めた後でなければ開放してはならな

(浴室の衛生管理

飲用に適する水及び湯をいう。次号において同じ。)を供給すること。 又は湯を入浴者に当てる設備をいう。)には、清潔な水及び湯を使用する シャワー又は打たせ湯(主としてマッサージと同様の効果を期待して水 洗い場に備え付けられた給水栓及び給湯栓には、 清潔な水及び湯(人の

Ŧī. 置を講ずること。 せ、ろ過する設備をいう。 循環ろ過器(浴槽内の水及び湯(以下「浴槽水」という。 以下同じ。 )を設置する浴槽は、 次に掲げる措 )を循環さ

間に一回以上)換水するとともに、浴槽を清掃すること。 浴槽水は、毎日(循環ろ過器を設置する浴槽の浴槽水にあつては、 凋

を回収し、貯留する水槽をいう。)の水及び湯を使用しないこと。 浴槽に使用する水及び湯には、 回収槽(浴槽の外にあふれ出た水及び湯

合していること。 浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質は、規則で定める基準に適

水質検査を行い、その記録を三年間保存すること。 浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯は、規則で定めるところにより、

客室には、次の各号に掲げる営業の施設について、それぞれ当該各号|第九条||客室には、次の各号に定める営業の施設について、それぞれ当該各号 に定める割合をこえて客を収容してはならない。

ついて一人 ホテル、 旅館及び下宿にあつては、一客室の有効面積三平方メートルに

二簡易宿所にあつては、 一客室の有効面積一・五平方メートルについて一

## (ガス設備の措置

びガスの使用方法についての注意書を掲示しておかなければならない。第十条 ガス設備のある客室には、客の見やすい個所に、元せんの開閉時間及 2 ガスの元せんは、客室の客の安全を確めた後でなければ開放してはならな

(浴室の衛生管理)

### 第十二条 略

三 シャワー又は打たせ湯(主としてマッサージと同様の効果を期待して水 に適する水及び湯をいう。 又は湯を入浴者に当てる設備をいう。)には、清潔な水及び湯 第十六条第五号において同じ。)を使用するこ

置を講ずること。 せ、ろ過する設備をいう。以下同じ。)を設置する浴槽は、次に掲げる:「循環ろ過器(浴槽内の水及び湯(以下「浴槽水」という。)を循環さ 次に掲げる措

Ŧī. 間に一回以上)換水するとともに、浴槽を清掃すること。 浴槽水は、毎日(循環ろ過器を設置する浴槽の浴槽水にあつては、 週

六 浴槽に使用する水及び湯には、回収槽(浴槽の外にあふれ出た水及び湯 を回収し、貯留する水槽をいう。)の水及び湯を使用しないこと。

合していること。 水質検査を行い、その記録を三年間保存すること。 浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質は、規則で定める基準に適 浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯は、規則で定めるところにより、

## (共同手拭いの禁止)

第十四条 に更新するものでない限り、共同手拭い等は、これに備え付けてはならな 便所に備え付ける手拭い等は、客ごとに清潔な拭き手部分が自動的

(宿泊を拒むことができる事由

### 第十五条

ぼすおそれがあると認められるとき。 宿泊しようとする者が泥酔者等であつて、 他の宿泊者に著しく迷惑を及

旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準

第十六条 の施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 政令第一条第一項第八号に規定する条例で定める旅館・ ホテル営業

## 客室は、 当該客室以外の施設と区画されていること。

### <u>一</u> { 匹

給水栓及び給湯栓をそれぞれ同数有すること。 洗い場を有する浴室は、入浴者の需要を満たすことができる十分な数の

### 湯が浴槽内に流入しない構造とすること。 浴槽は、浴槽の外にあふれ出た水及び湯並びに洗い場で使用された水及び を一人ごとに取り替えるものを除く。 浴室(客室に設置されているもので、 次号及び第八号において同じ。 浴槽のみで洗い場がなく 浴槽水 <u></u>の

りが入らない構造とすること。 以下同じ。)を設置する場合は、 浴室の浴槽に気泡等発生装置 (気泡及び水流を発生させる装置をいう。 当該気泡等発生装置の吸気口は、 土ぼこ

いること。 浴室の浴槽に循環ろ過器を設置する場合は、 次に定める基準を満たして

### ル イ ト ー 略

九~十一

## (共同手ぬぐいの禁止)

第十四条 便所に備えつける手ぬぐい等は、 的に更新するものでない限り、 共同手ぬぐい等は、これに備えつけてはなら 客ごとに清潔なふき手部分が自動

(宿泊を拒むことができる事由

## 第十五条

及ぼすおそれがあると認められるとき。 宿泊しようとする者がでい酔者等であつて、 他の宿泊者に著しく迷惑を

第十六条 政令第一条第 設の構造設備の基準は、 (ホテル営業の施設の構造設備の基準) 一項第十一号に規定する条例で定めるホテル営業の施 次の各号に掲げるとおりとする。

広間及び食堂を有すること。 宿泊者及び来訪者の需要を満たすことができる適当な規模の玄関 玄関

### <u></u> 贝

五. の給水栓及び給湯栓をそれぞれ同数有すること。 水及び湯を供給でき、 洋式浴室以外の浴室のうち洗い場を有する浴室は、 、かつ、入浴者の需要を満たすことができる十分な数 当該洗い場に清潔な

い場で使用された水及び湯が浴槽内に流入しない構造とすること。 洋式浴室以外の浴室の浴槽は、浴槽の外にあふれ出た水及び湯並びに洗

七 る装置をいう。以下同じ。)を設置する場合は、 気口は、土ぼこりが入らない構造とすること。 洋式浴室以外の浴室の浴槽に気泡等発生装置 (気泡及び水流を発生させ 当該気泡等発生装置の吸

八 洋式浴室以外の浴室の浴槽に循環ろ過器を設置する場合は、 基準を満たしていること。 次に定める

### イ 〜 ^

九~十一

# (旅館営業の施設の構造設備の基準)

第二十条 第十九条 2 第十八条 (削る。) る施設その他特別の事情がある施設については、第五条、第八条第一号、第二十九条 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用す 構造設備の基準について準用する。 とができる。 構造設備の基準は、 とする。ただし、 設の構造設備の基準は、一客室の床面積が、七平方メートル以上であること 十六条及び第十七条に規定する基準に関して必要な特例を、規則で定めるこ 未満とする場合には、 (委任) · 二 略 (下宿営業の施設の構造設備の基準 (削る。) (簡易宿所営業の施設の構造設備の基準) (衛生措置基準等の特例) 前条の規定は、 第十六条第一号及び第五号から第十一号までの規定は、下宿営業の施設の 政令第一条第三項第五号に規定する条例で定める下宿営業の施設の 政令第一条第二項第七号に規定する条例で定める簡易宿所営業の施 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 簡易宿所営業の施設の構造設備の基準について準用する。 法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人 次の各号に掲げるとおりとする。 この限りでない。 用する施設その他特別の事情がある施設については、第五条、第八条第一号第二十条。ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利 第十九条 2 第十八条 2 第十七条 第二十一条 2 規則で定める。 及び第十六条から第十八条までに規定する基準に関して必要な特例を、規則 設の構造設備の基準は、 れらに類するもので区画されていることとする。 構造設備の基準は、 で定めることができる。 の施設の構造設備の基準について準用する。 の施設の構造設備の基準について準用する。 構造設備の基準は、 について準用する。 (委任) · 二 略 (下宿営業の施設の構造設備の基準) 第十六条第二号から第十一号まで及び前条第 (簡易宿所営業の施設の構造設備の基準 (衛生措置基準等の特例) 第十六条第五号から第十一号まで及び第十七条第一項の規定は、下宿営業 第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、 の限りでない。 前条第二号から第十 宿泊者の履物を保管する設備を有すること。 一客室の床面積は、 政令第一条第四項第五号に規定する条例で定める下宿営業の施設の 政令第一条第三 政令第一条第二項第十号に規定する条例で定める旅館営業の施設の 前条に定めるもののほか、 次の各号に掲げるとおりとする。 客室が、 一号までの規定は、 次の各号に掲げるとおりとする。 七平方メートル以上であること。 項第七号に規定する条例で定める簡易宿所営業の施 当該客室以外の施設と壁 この条例の施行について必要な事項は 旅館営業の施設の構造設備の基準 一項の規定は、 ふすま 簡易宿所営業 板戸又はこ

〇哉員の合チこ掲ける条列(召印二十七年千葉県条列第丘十号) こ掲ける資斗(第二条掲系)

(第二十一条の三第二項、第二十一条の四第二項及び第二十一条の五 別表第十 施設の利用区分 公用の施設又はこれに その他の施設(1日に 準ずる施設(1日につ つき) 滞在し 滞在し	備考 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法(昭和23年法律第 138号)第2条第2項 <u>に規定する旅館・ホテル営業の</u> 施設以外の施設を 138号)第2条第2項 <u>又は第3項に規定する旅館・ホテル営業の</u> 施設以外の施設を 施設以外の施設をいう。	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年千葉県条例第三十一号)に関する資料(第三条関係)「────────────────────────────────────	改正後	別表第十(第二十一条の三第二項、第二十一条の四第二項及び第二十一条の五別第二項)	(第二十一条の三第二項、第二十一条の匹施設の利用区分公用の施設又はこれに 連ずる施設(1日につき)
	(第二十一条の三第二項、第二十一条の四第二項及び第二十一条の五 別表第十 施設の利用区分 公用の施設又はこれに その他の施設(1日に 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(第二十一条の三第二項、第二十一条の四第二項及び第二十一条の五 別表第十 施設の利用区分公用の施設又はこれに 準ずる施設(1日につ き) き) さ)	(第二十一条の三第二項、第二十一条の四第二項及び第二十一条の五 別表第十 施設の利用区分公用の施設又はこれに その他の施設(1日に 準ずる施設(1日につ つき) と) と) と) と) はずる施設とは、旅館業法(昭和23年法律第 備考 公の)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設を 施設 の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年千葉県条	改正後	改正前

(風俗営業者の遵守事項) 等を旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する 等」という。)で客を就寝させ、又は宿泊させないこと(当該営業用家屋 に係る施設として兼用している場合を除く。)。 旅館・ホテル営業(同法第三条第一項の許可を受けて営むものに限る。) 風俗営業の用に供する家屋又は施設(以下この条において「営業用家屋 第十条 (風俗営業者の遵守事項) る。)に係る施設として兼用している場合を除く。)。 等を旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する 等」という。)で客を就寝させ、又は宿泊させないこと(当該営業用家屋 ホテル営業及び旅館営業(同法第三条第一項の許可を受けて営むものに限 風俗営業の用に供する家屋又は施設(以下この条において「営業用家屋

三~六